

2025 年 6 月 13 日

株主各位

大阪市中央区南本町四丁目 1 番 1 号
株式会社淀川製鋼所
代表取締役社長 田中 栄一

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025 年 4 月 7 日、会社法第 370 条および当社定款第 25 条の定め（取締役会決議に替わる書面決議）により、当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議するとともに、同月 10 日、会社法第 370 条および当社定款第 25 条の定め（取締役会決議に替わる書面決議）により、株式分割後の発行可能株式総数について、2025 年 7 月 1 日（火曜日）をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 493,744,600 株増加して、636,744,600 株とすることを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2025 年 6 月 30 日（月曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2025 年 8 月下旬にお届け先住所にお送り申し上げる予定です。
2. 2025 年 7 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関： みずほ信託銀行株式会社

連絡先： 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-288-324（フリーダイヤル）

※受付時間（土・日・祝日を除く 9:00～17:00）